

令和6年度第2回江戸川区児童福祉審議会 議事録

- 1 日時：令和7年1月15日（水）19時～21時
- 2 場所：タワーホール船堀401会議室
- 3 出席委員：  
遠藤委員長、高橋副委員長、浦岡委員、大澤委員、小田切委員、金本委員、  
河藤委員、川村委員、久保田委員、鈴木委員、田澤委員、中里委員、中園委員、  
矢萩委員

## 1 開会

(子育て支援課長) これより令和6年度第2回江戸川区児童福祉審議会を開会させていただきます。

私は進行を務めさせていただきます子育て支援課の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、また遅い時間にかかわらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。

まず、委員の方の出席について、ご報告をさせていただきます。本日は生地委員、澁谷委員よりご欠席のご連絡をいただいております。

本日は審議会の半数以上の委員の方の出席いただいておりますので、江戸川区児童福祉審議会条例第6条に規定する審議会の開催要件を満たしておりますことを、ご報告させていただきます。

本日の審議会でございますが、令和2年4月に本審議会が設置されて以来、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などもあり、集合形式による開催を行っていませんでしたが、本年度につきましては、社会的養育推進計画、こども計画の策定作業の年となっております。本日は社会的養育推進計画の策定に当たりまして、審議会のご意見をお伺いさせていただきたく、今回集合形式で開催をさせていただくことになりました。

社会的養育推進計画につきましては、これまで策定の取組状況や方針につきまして、子どもの権利擁護部会、里親部会でそれぞれご意見をいただいております。本日計画の素案を作成いたしましたので、審議会全体での意見聴取をさせていただければと考えております。また、社会的養育推進計画との整合性を図ることになっております区のこども計画の素案についても併せてお示しをさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては公開となっておりますが、本日傍聴希望者が1名おるとのことですが、まだ到着をしていないところでございます。到着次第、入室を許可するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(子育て支援課長) ありがとうございます。それでは続きまして、子ども家庭部長の塚田よりご挨拶を申し上げます。

(子ども家庭部長) 皆様こんばんは、子ども家庭部長の塚田でございます。

本日は遅い時間にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また皆様におかれましては、それぞれの部会で日頃から大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。

今日は今お話にもありましたように、児童相談所が江戸川区にできまして丸5年が経過しようとしておりまして、この江戸川区社会的養育推進計画を策定することになりました。つきましては、今、素案ができていますけれども、委員の皆様から本日意見をいただきながら最終段階に向けてということになりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(子育て支援課長) それでは、本日は先ほど申しましたとおり、集合形式で初の開催でございます。委員のご紹介に移らせていただきたいと思います。事務局でお名前をお読み上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

遠藤利彦委員長でございます。

高橋幸成副委員長でございます。

浦岡由美子委員でございます。

大澤朋子委員でございます。

小田切則雄委員でございます。

金本成叔委員でございます。

河藤小百合委員でございます。

川村百合委員でございます。

久保田純委員は少し遅れておるところでございます。

鈴木浩之委員でございます。

田澤里喜委員でございます。

中里和伸委員でございます。

中園宏紀委員でございます。

矢萩恭子委員でございます。

本日、生地新委員、澁谷昌史委員につきましては、本日欠席となっております。委員の皆様ありがとうございます。本日はよろしく願いをいたします。

なお、事務局の職員につきましては、机上に配りしてあります座席に記載のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事でございますが、お手元の次第のとおりとなっております。

## 2 議事

(子育て支援課長) それでは、議事に移らせていただきます。これからの進行は遠藤委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

(遠藤委員長) それではご指名でございますので、これより進行を務めさせていただきます。初めての対面ということで、いささか緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

それでは、まず、江戸川区社会的養育推進計画(案)について、事務局よりご

説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(相談課長) 子ども家庭部の相談課長の出口と申します。私のほうからのご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

本日配付させていただきました江戸川区社会的養育推進計画の素案及び江戸川区社会的養育推進計画の策定スケジュールを基にご説明をさせていただきます。

初めに、社会的養育推進計画についてご説明をさせていただきます。素案の4ページをご覧ください。

社会的養育推進計画は、国が平成28年の改正児童福祉法において、法に掲げられた子どもが権利の主体であること、家庭養育優先原則、その理念を実現するために、平成30年に令和11年の終期、終わりとした計画の策定を、児童相談所を設置する特別区を含む各都道府県に求めたものでございます。

また、令和4年の改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われて、この法改正も踏まえて、国は令和6年3月に次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領を発出したところでございます。

国は各都道府県に対して、令和7年度から11年度までの次期の計画の策定を求めたところでございます。江戸川区としましても、令和6年3月の策定要領を受けて、令和2年度の江戸川区の児童相談所開設から5年間を振り返るとともに、今後の江戸川区児童相談所や、里親宅や児童養護施設等で生活する子どもたちへの支援、また虐待に至る前の予防的な支援の取組等について取りまとめる江戸川区社会的養育推進計画を策定することといたしました。

この計画は令和7年度から11年度の5年間の計画となります。計画の期間中は毎年計画の点検・評価をPDCAサイクルを用いて進行管理を行って、必要に応じ取組内容の修正等を行います。その結果については、毎年、児童福祉審議会にご報告をさせていただく予定でございます。

資料の1-3をご覧ください。

本計画は、1-3で挙げさせていただきました江戸川区社会的養育推進計画策定スケジュールのとおり計画策定を進めてきたところでございます。

令和6年3月に策定要領が国から出されて、令和6年6月から庁内において、骨子案等の検討を開始したところでございます。これまで子どもの権利擁護部会、里親部会において、各2回お時間をいただき、ご意見をお伺いしたところでございます。

また、去年の8月から10月にかけて区内の児童養護施設、里親家庭で生活しているお子さんや、区内の里親さん、区内にある乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの職員さんにご意見を伺い、計画策定の参考とさせていただきます。

今後につきましては、広く区民の皆様からご意見を伺うために、2月1日から30日間、パブリックコメントを実施する予定になっております。パブリックコメントでいただいたご意見、本日皆様からいただくご意見を踏まえて修正等を行って、年度末に完成をさせて、公表という流れで進めていきたいと考えております。委員の皆様には公表前に完成版をお示しさせていただければと考えております。

計画の具体についてご説明をさせていただきます。内容について説明をさせていただきます。素案の4ページをご覧ください。

計画は全体で4部構成になっておりまして、1が基本的な考え方と全体像、2が江戸川区の状況、3が具体的な取組で、4番目が資料編となっております。全体は4部構成ということになっております。

本計画の趣旨につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、今後の江戸川区の児童相談所や代替養育を必要とする子どもへの支援、虐待に至る前の予防的な支援の取組について計画を策定するものでございます。

5ページ目をご覧ください。この計画の位置づけにつきましては、江戸川区の長期構想である「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」、また、中期計画に当たる「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」、また、江戸川区の子どもや子育ての方向性を示した総合的な計画である、未来を支える江戸川子どもプラン、江戸川区子ども計画、その他関連する区の条例や計画と整合性を図りながら策定をしたところでございます。

6ページをご覧ください。目指すべき姿でございます。

本区が目指す「ともに生きるまち（地域共生社会）」の未来を担う全ての子どもたちが、権利の主体として様々な状況にあっても等しく安全で安心して健やかに成長していけるよう、地域全体で育てていく社会を本計画の目指すべき姿として掲げさせていただいております。

7ページから9ページ目は計画の策定体制及び計画の期間、計画の進行管理について記載をしております。

11ページをご覧ください。

こちらからは、第2章ですね。第2部、江戸川区の現状というところで、状況というところでございます。

児童人口や社会的養護の下で育つ児童数、里親、区内施設の状況等について記載をしております。児童相談所の状況や一時保護所の状況についても併せて記載をしておるところでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

22ページからは里親家庭や児童養護施設等で生活する子どもの見込みを推計したものでございます。里親家庭等で生活する代替養育が必要な児童数は令和1

1年度まで、毎年おおよそ約300人で推移をしていくというふうに見込んでおるところでございます。

29ページをご覧ください。

29ページから32ページにかけては、本計画において定量的な整備目標を設定している事業の取組状況について記載をしております。

続きまして、33ページから35ページをご覧くださいと思います。

こちらは江戸川区における具体的な取組についてということで記載をしております。本計画の基本方針は、虐待のない安全安心な環境で子どもたちが生活できる家庭への支援、代替養育が必要な子どもが、可能な限り良好な家庭的環境で養育されるための支援、また基礎的自治体が児童相談所を持つメリット、本区ならではの地域力を生かす取組に力を入れることを掲げております。この基本方針を実現させるため、子どもの権利擁護の取組強化、家庭支援事業の強化、里親委託の推進、自立支援の強化を四つの柱として掲げさせていただいております。

36ページに記載しました10項目の具体的な取組内容について、その次の37ページ以降にまとめてあります。

37ページからは、子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組、また支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組の2項目を記載しております。

その中で、虐待を未然に防ぐ取組として、令和4年改正児童福祉法において位置づけられました六つの家庭支援事業全てを令和11年度までに実施できるよう整備していくことを掲げてあります。

また、こども家庭センターを中心に、児童福祉部門と母子保健部門が連携し、重層的な支援を行っていくということにつきまして記載をしております。

続きまして、52ページからは当事者である子どもの権利擁護の取組として、子どもの権利擁護に係る環境整備と子どもへの意見聴取等措置、意見表明等支援事業、この取組について記載をしております。

続きまして、66ページをご覧ください。

こちらは一時保護改革に向けた取組として、一時保護所を含めた一時保護体制の強化について記載をしております。一時保護施設の運営、一時保護体制の整備に分けて記載をしております。

運営面では意見表明の支援や第三者評価の受審、入所児童の学習支援や通学支援等につきまして記載をしております。

続きまして、73ページをご覧ください。

73ページからは代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組として、親子関係再構築に向けた取組、児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組、特別養子縁組等の推進体制につきまして、こちら

では記載をしているところでございます。

82ページをご覧ください。

82ページからは、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組について記載をしております。こちらでは、令和11年度の里親等委託率を令和5年度の2倍である37.8%を目標に、里親等への委託を推進していくこと、また、その受皿となる里親の登録家庭数を増やすために、令和11年度までに養子縁組を目的とせず一定期間、子どもを養育する里親家庭である養育家庭の登録数を令和5年度比30家庭相当の75家庭を目標に掲げて、その目標を達成するための取組について記載をしております。

続きまして、92ページをご覧ください。

ここからは施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組でございます。

家庭養育優先原則を進める中でも施設養育を必要とする子どもたちをできる限り良好な家庭的環境で養育するという目的で、ケアニーズの高い子どもに対する支援や、区内施設に対する支援について記載をしております。

続きまして、99ページからは、社会的養護自立支援推進に向けた取組でございます。こちらは社会的養護経験者の実態把握及び社会的養護経験者等の自立に向けた取組について記載をしております。

続きまして、109ページをご覧ください。

こちらは障害児入所施設における支援として、障害者入所施設への入所児童への支援についてこちらは記載しております。

111ページからは、児童相談所の強化等に向けた取組について記載をしております。ここでは、江戸川区児童相談所設置までの経緯や理念をまとめたところでございます。また、子どもやその家庭を取り巻く環境が年々複雑化しており、対応が困難なケースが増える中、そういうケースに対して組織的に対応していくために、職員の人材育成や業務負担の軽減の取組等について記載をしております。

118ページをご覧ください。

こちらからは資料編として、当事者である子ども及び施設職員や里親さんへのアンケート、ヒアリング調査の結果について記載をしております。

各取組の詳細につきましては、恐れ入りますが、配付させていただいた計画の素案をご覧ください。

簡単ではございますが、説明は以上となります。皆様からご質問やご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきました社会的養育計画について、広く委員の皆様

から、ご意見を頂戴できればというふうに思いますが、ご質問も含めまして、忌憚のないご意見をいただけたらと思いますけれどもいかがでしょうか。

(川村委員) 川村です。ご説明ありがとうございます。

4ページの計画策定の趣旨ですが、その中で、28年の児童福祉法改正の、その意義として、子どもが権利の主体であること、それから家庭養育優先原則が明記されたという二つを取り上げておられるのですが、少し違和感がありまして、28年の児童福祉法改正をどういう意義があるものとして捉えるかというのは、もちろんいろんな意義があるわけですが、一番重要なことは、子どもが権利の主体であることを明記したと、これは私も一番大事なところだと思っておりますが、家庭養育優先原則をたくさんあるものの中から取り上げていることに違和感があって、確かに、児童福祉法の2条の2項で、家庭養育が第一義的な責任は家庭にあるということを明記しています。

これはもともと、この児童福祉法改正の中で、議論もあった中で、でも明記した、それはなぜなら、子どもの権利条約が第一義的な責任は家庭と言っているの、それを外すわけにいかないから、それは書いてあるのですが、でもこの改正の重要なところはそちらではなくて、3項のほうの家庭で責任を負い切れないうきに、国や地方公共団体が家庭を支援していくんだというほうに意味があるはずだと私は思っておりますし、多くの人がそう思っているんじゃないかと思うのですが、この改正ができたときの、この改正の概要の説明、当時厚労省が出していたり、また今こども家庭庁がこういう内容ですって出しているものの中にも、家庭養育優先原則が明記されたという言い方は、どこかにもしかしたら書いてあるかもしれませんが、概要として1枚ものの中には出てはきませんよね。

むしろ、こども家庭庁の言い方だと、今ちょっとホームページを見たのですが、家庭及び養育環境の支援を強化するというのを一つの目玉として言っていて、実際この推進計画自体も支援が大事だということを言っていると思うので、各論では言っているのであるから、ここにこれを出すということには違和感があります。

むしろですね、児福法改正の意義の、さっき言ったその子どもが権利の主体であるということと、もう一つ、大事なこととして言うならば、第1条に明記された子どもに愛される権利とかいろいろありますよって、その他、福祉を等しく保障される権利がありますといったところが意味があって、これは短く縮めて言えば、いわゆる保護を受ける権利があるということが言えると思いますが、この福祉を等しく保障される権利がある、その逆として、区や国とか地方公共団体では、子どもに福祉を提供しなければいけないって、その提供する福祉についての計画がまさに今回策定されていると思いますので、そういう意味でここはちょっと修正いただきたいなと思います。

これが別の計画、江戸川区こども計画の中でも基本的な考え方という中で、同じようなことが出てきているし、細かく見るとほかのところでも家庭養育優先原則があるからということで、さっき里親のご説明のときも、家庭優先原則があるからと、里親って言われたのですけども、家庭養育優先原則というのはあくまで第一義的に家庭が責任を負うということであって、そのことと、家庭的な代替養育を提供するということは似て非なるものなので、家庭的な環境を与える里親を増やしていきますって、それはとても大事なことだと思いますが、その理由は家庭養育優先原則ではないと思いますので、そういう意味で少し細かいところで、もしかしたら幾つか出てくるのかもしれませんが、少なくともその基本的なところで、見直しをお願いしたいなと思います。

ほかのこともあります、取りあえずこの点について答弁をいただければと。

(遠藤委員長) ありがとうございます。この点につきまして何かありますでしょうか。

(相談課長) 委員がおっしゃっていることは、よく分かります。ちょっと検討させていただければと思いますので。

(遠藤委員長) 私もこの言葉だけが抜き取られると、やはりちょっと誤解される可能性があるかなということ少し危惧したところでございますので、代替養育というようなこととセットでこの言葉が示されていけばまだ違うんだと思うのですが、ここだけが強調されるような形になると少しですね、誤解を受けてしまうということもあるかなというふうに思ったところでございますので、この辺りはぜひご検討いただければと思います。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

続けてお願いいたします。すみません。

(川村委員) もう少し各論的なところで申し上げますが、子どもが権利の主体であるというからには、その権利が侵害されているときに、その権利を保障できる手だてがなければいけないということで、そこは散らばってはいると思うのですが、ただですね、子どもの権利の57ページに、子どもの権利擁護に係る環境整備などが書かれているのですが、この辺り、この前後のところも含めて、児童相談所でどう対応するか、しかも子どもの意見表明権の保障というところにフォーカスした記載はたくさんあるのですけれども、それはとても重要なことだと思います。

児童相談所、また一時保護所とか、施設における意見表明権を保障していくというのは、今回の改正の大きな眼目なので、これはこれでいいのですけれども、施設に入る前段階、あるいはさっき申し上げた家庭を支援していくというときに、つまり予防的なのですよね、予防的に家庭を支援していくというときに、親のほうの支援をしていきたいと思います、そのために親が相談できるような環境を整えましょうというのはいっぱい、いろいろ施策があるようなのですが、子ども自身が相

談するということができるように、相談しなければその先の権利、保障ということにも至らないので、それがどこに書かれているのかなというのが、ちょっと見当たらないかなと思いました。

確かに、例えば児童相談所に自ら行く力のある子が児童相談所に行って、家を出たいのです、保護してくださいというのは、私の経験で言えば増えてきているかなという感じもするし、実際、江戸川区児相さんでもそういうのあるかもしれませんが、そこまで家を出たいとかではなくて、家にいたんだけど、でも家の中では孤独感を感じてしまって、それで今、社会問題になっているトー横、歌舞伎町などに行っている子たちですよ。それがどんどん低年齢化していて、中学生もすごく多くなっていて、私自身、歌舞伎町で中学生たちに出会ったり、そこからの相談を受けたりということも結構あるのですが、その中に実は江戸川のお子さんたちもいるのです。どこというわけじゃなくても、いろんな区、他県も含めているのですけれども、その子たちは今現在、身体的暴力があるとか、虐待があるから家を出たいとまでは言わない子がたくさんいて、でも聞いてみると、成育歴は例えば親と生き別れがあり、あるいは死別していたりして、おじいさんとかおばあさんとかのお家で育っているけれども、とても孤独感を感じていてとか、あるいはネグレクトには入るんじゃないかなと思うけれども、でもそのご自身もそうやって育ってきているから、特にネグレクトだから家を出たいとか言わないけれども、やっぱり家は居心地がよくないからSNSで友達を求めて、そうするとそういう子たちが歌舞伎町のトー横に集まっていて、その先、体を売る、性搾取の被害に遭うとなると、そこは今、対策を強めていますけれども、そうじゃない、まだそこまで至ってなくて友達が欲しいからあの辺りにいるのです、幸いまだ性被害には遭っていません、そんな怖いところだと思っていまけんみたいな子たちを、できればその段階で地域で居場所をつくってあげてほしいんですけども、それは役所に行くというのはとてもハードルが高いですよ。

それで、今SNS相談とかいろいろありますけれども、SNS相談も簡単ではないんですけども、全ての子どもがどこかに引っかかるとも限らないけど、でも少なくとも今よりも少しハードルの低い、子どもが相談をできるような仕組みを、しかもその相談という感じじゃなくて、居場所になるようなところをつくるような、そういう施策が今、必要なんじゃないかなと思っています。警察が補導しました、児相に通告はしました、でも児相はもう家に帰しました、でも、やっぱり寂しいからまた友達を求めて来るのですという、こういう繰り返し繰り返しということが、水面下も含めたらもう数は分からないですけども、でも表に出てきているものだけでもかなりあるということに鑑みると、それが必要なんじゃないかなと思ひまして、事前に送っていただいたこの子どもからの意見でこんなことありますって、この江戸川こどもプランの中に、例えばですけども、4ペ

一瞥目に中学生や高校生が遊べるような場所があるといいという声が拾われています。

実際に言ったこの子がどういう意味で遊べるような場所って言ったか分からないのですが、中学生とか高校生が遊べる場所って言っているのは、必ずしもその行政的に何かここで出てくる体験をしたり、チャレンジができるようにみたいなの、そういう行政っぽい遊びというよりは、とにかくだべりたい、お菓子を食べてだべりたいとかということかもしれないけど、ここに答えた子がそれかどうかは分かりませんが、そういうニーズって多分あると思うので、そういう意味のすごくソフトな居場所をつくってもらいたい、そういうことも計画してもらえるといいかなと思います。

東京都が「きみまも」というのをつくったのはご存じだと思いますが、あれはもう早速機能しなくなっていて、行政ということのハードルも高いことがあって、あるいは受援力がある人たちはそこへ行くと思いますが、あそこでの問題が、成人男性たちから性被害を受けるという事件があったということ踏まえて、身分証明書を求めるということになったので、中学生たちはあそこに行けていませんし、9時までしかやっていないので、あそこに行けない子たちがト一横広場、それから11時になると補導が始まるので、ラブホテルなどに女の子同士で入って、ホテル側も中学生だろうって見るからに分かるんだけど、お金になればいいやっ入れてちゃっていたりする子が夜中に、そのラブホテルで過ごし、朝になったら出てきてみたい感じで過ごしているのですが、そういう子たちが行けるような、ソフトな場所があることも必要なんじゃないかなと思いますので、そういうことも、今いきなり言ってそれやりますにはならないと思うけど、そういうのを念頭に置いた計画を考えてほしいかなと思います。

以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。それでは、何かございますでしょうか。

(援助課長) 児童相談所援助課の小泉でございます。いつもお世話になっております。ありがとうございます。

今、川村先生のご意見のところなのですが、確かにすぐというのとはなかなか難しい現状はございます。一応ですね、私どもでは42ページのところで、家庭支援事業等の整備に向けた取組ということで、現在、児童福祉法上に位置づけられているの堅い書き方ではあるのですが、42ページの下から2行目の児童育成支援拠点事業というものも今、国も言っているものがありまして、ただ、これに該当するものが今あるかと言われると、そこはなかなかピタッとはまるものはないのですが、この中で言われているような、養育環境等に課題を抱える子どもたちが相談できるような場所を整備をしていくというのは念頭に置いて、計画は考えております。

あと、実際、区の見相でございますので、戻りますが39ページの図のほうで示させていただいております。こども家庭センターを中心に様々な機関と連携を取ってというところの中で、やはり地域の方の見守りの体制というのにも必要になってきますので、私どもはこういう地域の関係の方からいろんなお話をいただいて、こちらから出向いていってというようなものができたらいいなというところは思っています。

ただ、それが具体的にいつ、こういうのを何か所というのは、すみません、今の段階ではちょっと申し上げられないのですが、そういう観点で進めていきたいとは考えているところでございます。

以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。それでは。

(川村委員) ありがとうございます。今おっしゃったその39ページのこの図を見て、子どもがどこに相談するのかなということを感じたものですから、それからさっきの何でしたっけ、その前の何ページでしたっけ、あそこもちょっと堅いものなのですね。

本当、例えば不登校があるとかいじめがあるとかということで、明確に自覚していて、どこかにつながってくるとかではないものが、気軽に相談できるということが必要なかなと思って、本当は学校、ここではちょっと学校との連携のことがほとんど出てこなかったように思うのですが、本当は学校で学校の先生がキャッチできればいいんだけども、やはり学校も明確な虐待という感じに捉えていないときに、そのままになってしまっている、しかもいじめられたとかという学校での主訴が出てくればいいけど、そうではない何となく学校も居場所がないんだ、先生も信頼できないんだみたいな場合に、どこにも声が拾われていかなくて、拾われていくのが、同じような悩みを抱えている、それでその結果あまりよろしくないところに入りしている子どもたちになり、その先いわゆる泊め男みたいなのところに行ってしまうというのを防ぐためのことを、地域で考えていただきたいなというふうに思いますので、すぐには難しいのは分かりますが、ちょっとそれを意識しているよということが分かるようなものがどこかに入っているといいかなと思いました。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問ご意見等ございませんでしょうか。

よろしく願いいたします。

(鈴木委員) 鈴木です。権利擁護部会でも質問させていただいたことと重なると思いますけど、質問、意見ということになりますけれども、東京都は児童心理治療施設がありませんので、恐らく都の意図としては児童養護施設の中で心理治療機能を強化していくというふうな意図があるとは思いますが、実際は、児

童心理療施設に措置が必要だというお子さんが他県を利用している実態が恐らくあると思うのですね。

やはり江戸川区の子どもは江戸川区で守ると言いながら、他県に措置をしたら親御さんとの交流とかが制限されるとか、あるいは障害の重い重症心身障害のお子さんなんかもどうしてもかなり遠いところに措置をせざるを得ないということがあるのかなというふうに思います。これは江戸川区だけできつと解決できる問題ではないと思うのですけれども、やはりそこをどうしていくのかというふうなことが見えてくる必要があるんじゃないだろうかなというのがあります。

二つ目は自立支援のところなのですけれども、今回新しい取組で拠点事業とか始まって今いろいろな相談を進めていくということがありますけれども、今、私、大学の教員をやっている社会的養護から進学してくるお子さんもいらっしゃるのですけれども、非常に厳しい状況があります。厳しいというのは、授業料の減免とかはあるのですけれども、ふだんの生活を維持していくということにおいては、アルバイトをすごくしなければいけなくて、それも本当に夜遅くまでアルバイトをして、中には水商売という子どもも、学生もいるのですけれども、そうすると、大学に来れなくなってしまうわけですね。成績が極端に下がってくると、その奨学金ももらえないというふうな状況になってきて、結果的に大学を辞めてしまう、中退率も高くなってしまいうようなことがあります。

だから、進学率自体も社会的養護から2割くらいだというふうに思いますし、中退率も高いというふうなことがあります。ですので、具体的にやっぱり進学率を高めて行きながら、大学に行った後、あるいは20歳を超えてからの具体的な支援というか、私は数値目標も出してほしいのですけれども、そういったことを社会的養育推進計画の5年というスパンの中で考えていくのであれば、そこをですね、やはり目標を考えていただきたいなというふうに思いました。

あと幾つかあるのですけれども、取りあえず二つだけ出しておきます。

(遠藤委員長) ありがとうございます。それではこれにつきまして、何かご回答等ございますでしょうか。

(援助課長) ありがとうございます。今おっしゃっていただいたところは課題にもなっておりまして、私ども特別区の児童相談所もですね、会議をしたりしている中で、やはり話題になっているところです。各区が様々な自立支援の取組をしている中で、それを効果的にどういうふうに、その方たちにまずは知っていただくかというのも大事だと思うのですね。制度をつかって、それを利用させていただけるということを知らないでいらっしゃる方もいます。

実際、私どもが今、経験しているのは里親さんから自立した方に居住支援のことをお一人お一人に対象の支援の制度をお話し、それぞれお手紙を出したりお電話をしたりというふうなことをしていったところ、やっぱり利用したいという方

がすごく増えてきたのです。なので、制度の拡充ですとかもしますけれども、まずその方たちに知ってもらえるようなところもしていきたいと思っておりますが、ちょっとこの計画の中でそのような細かいところまでは実際は載せられていないというのもございますので、何か文言の中でそういう今のような取組をさらに進めていくようなことも加えられたらいいなというふうに思っているところです。

また、東京都とも計画のほうでは、先ほど先生が最初におっしゃった部分につきましては、私どもの計画の中でもやはり広域的な調整が必要という部分もございますので、そこは東京都の計画の中にも少し区の見解も反映できるようなという形で、そこも会議等を設けて今、推進計画をつくっている、東京都もつくっているところですので、そこと合わせて考えていけたらというふうに思っております。

以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

(高橋副委員長) 高橋でございます。今、鈴木委員から二つお話が出ましたので、補足的に。私はたまたま今、児童養護施設におります。その前は児童相談所におりましたので、流れはなんとなく体感しているつもりでございますけれども。

一つ目のその児童心理治療施設については、現実に東京都はありませんので、非常に恐らく各施設はかなり難儀をしている状況にあるだろうと。今、施設が難儀をしているというよりは、今日のこの大きな目標である子どもの権利擁護に係り、結局はそういったその適切な環境は確保できない、子どもたちに提供できない、物理的な問題もそうですし、子どもたちもいろいろその課題を抱えていること子どもが多くて、それはそれぞれのストレスがやっぱり非常にあるわけですね。

そうした中で、子どもたちが暮らすことになるわけですから、そうした意味もあって子どもたちの、あんまり権利権利というのはどうかというふうに言われる可能性もなくはないのですけれども、それでもやっぱり子どもがきちんと生活できることを確保できているのかというと、必ずしもというか、かなり不足しているであろうというふうには実感しております。

そここのところはこれからの、別に江戸川区だけの問題ではなくて、それも含めてですね、それは行政のやっぱり責任であろうと、自分もその行政にいた側としても根本的にやっぱり考えていく必要はやっぱりあるだろうと。それは子どもたちのためにとのことですね。そんなふうにはずっと考えておまして、ちょうど鈴木委員からもそんなようなお話が出ましたので、あえて同じようなこととなりますけれども、お話させていただきました。

それから、自立支援については、確かに大学に今、行く子が少しずつ増えてきています。それは私たちとして喜ばしいことだなというふうに思っています。た

だ、支援も大変ですし、当の本人たちは相当大変です。非常に粗っぽく言うと一般的な家庭から大学に行く子どもは、自分の部屋があつてご飯が食べられて寝るところがあつて、多少のアルバイトはそれはするかもしれませんが、基本的には学費を出してもらつて、そういう環境の中で大学に行くということが一つのスタンダードだとすれば、全くそれがゼロなわけですので、非常に厳しいわけですね。

奨学金の給付型か貸付型かという問題も含めてですね、施設としても今、自立の支援に相当力を入れてあります。それでも大学を休学したりする子はいますけれども、何とか、それは支えていこうというふうに言っていますが、なかなかやっぱり子どもたち自身の置かれた環境は厳しいところがあつてですね、そこはやっぱり大人たちの責任として何とか手当をしていくことがやっぱり必要ではないかというような感じはいたします。

鈴木委員のと全くもう重複する話で恐縮ですけれども、現場からの発信としてちょっとお話をさせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問ご意見等ございませんでしょうか。

よろしく願いいたします。

(久保田委員) すみません、遅れて来ました日本大学の久保田です。

ちょっと途中から来ましたので、ちゃんと説明を聞いてなく、もしかすると、これまでもう既に話が出た話なのかもしれませんが、ちょっと川村委員のお話を聞いて、ちょっと思ったことがありますので、ちょっと2点ほどお伝えさせていただこうかなというふうに思います。

まず、この社会的養育推進計画の全体像の中で、権利擁護、子どもの意見表明みたいなのが項目としてあるというところで見させていただいたのですけれども、権利擁護部会のほうでもたまに話が出ますけれど、やっぱり子どもの意見を拾った後にそれに対してどういうふうに対応していくのかというような文言とか、視点とか、そういったところが少しあまり書かれていないのかなというふうに、ちょっと印象として持ちましたので、やっぱり社会的養育計画の中でも、やはり社会的養護の状況になっているお子さんたちの意見を表明していただいて、それを受けて、やはり子どもたちと一緒にいろいろなものを考えていくというスタンスを区として持たれたほうがいいんじゃないかなというのが1点思ったところです。

2点目もちょっと川村委員のお話を聞いて思ったところなのですけれど、図のお話がありましたよね。39ページの図のところ、ちょっとこれを見て思ったのですけれど、後ほどの話に出てくるところかと思いますが、こどもプランのほ

うも見させていただくと、子どもの権利擁護のところ、子どもの権利擁護委員の話が、こどもプランのほうにはきちんと記載されているのですけれど、ここの39ページの図の中に、その子どもの権利擁護委員、要は子どもから権利擁護の立場で相談を受ける立場の人が入っていないというのは、ちょっと気になるかなと思いました。

川村委員のお話を聞いて、もちろん施設に入る子、一時保護している子、児相で支援している子たちももちろんですけども、それ以外に権利擁護の立場で子どもの相談に乗る人がいるのであれば、やっぱりその人たちとの連携もきちんとしていただき、先ほどの話ともちょっとつながりますが、子どもたちの意見から施策を考えていくというところもスタンスとして持っていただくと、やはり子どもの意見表明、その意見表明に対する社会の構築のような立場で、今後江戸川区は進めていくんだというところが少し明確にできるといいのではないかなというふうに思いました。

ちょっと他区の話をしていただくとあれですけども、世田谷区のほうで、私はこども計画とかに関わっていますが、世田谷区のほうはその子どもの権利擁護をする立場、子どもの意見を表明する、受け止める立場と支援する側、行政、そこが連携してということで、そこは割と今、合致させようみたいなことで取り組んでいますので、ちょっと江戸川区さんもそのような方向になっていただくと、よりよいのではないかなというふうに思いました。

私からは以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。それでは何かこれに関しまして、ご回答ございますでしょうか。

(援助課長) すみません。ありがとうございます。権利擁護委員さんとの連携という辺りについては、最初の6ページのところには、すみません、子どもの権利擁護機関等という囲みで、一応、目指すべき姿というところには記載をさせていただいているのですが、もう少し具体的に落とししたときに、先ほど先生がご指摘のような記載がないので、少し、ちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問ご意見等ございませんでしょうか。

よろしく願いいたします。

(高橋副委員長) すみません、申し訳ございません。全く事務的な話で恐縮です。

スライド113のですね、児童相談所設置に向けた取組の黒四角の江戸川区児童相談所、もしかして開設までの経緯とか何か抜けちゃっているのでしょうか。

「開設」とか何かそんなような言葉が入るのでしょうか。ちょっとそこだけ、すみません。

(遠藤委員長) 直していただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

よろしくお願いいたします。

(鈴木委員) 先ほど言うてしまうといけないと思って二つにしたのですが、あと二つ意見を言わせていただきたいのですけれども、一つは、他県とか他区で実践が始まっているのですけれども、子どもの意見を表明する場として援助方針会議への子どもの参画ということが取り組まれようとしています。

子どもがいないところで重大な決定がなされるというふうな今の仕組みは、やっぱり変えていかなければいけないということで、恐らく今、実践が広がり始めていますので、この社会的養育推進計画の5年を考えたときは、何らかの形で、子どもが援助方針会議に、その最終的な意思決定がなされるところに、子どもが何らかの形で関わるというふうな、そういった仕組みをやっぱり目標として立ててほしいなというのが一つ思っているところです。

あともう一つ、これはもう私がこだわっているところかもしれませんが、これまでも意見を言わせていただいているのですけれども、やっぱり子どもは、できるのであれば虐待のない家庭に帰って、そこで実際の自分が生まれた家庭で育ちたいというふうに思っているわけですね。そうすると、やっぱり親御さんも当事者なわけで、その当事者がいかに子どもを主体者として守っていけるかというふうなことが、やっぱりすごくテーマになってきて、親子関係支援事業とか、いろんなケアのテーマはあるのですけれども、当事者である保護者が主体者となるような支援というのが、やっぱり今、児童相談所に求められているところだというふうに思っているのですね。

児童相談所が専門職として指導や支援をしていく、常に家族は受動的に支援を受けるという立場に置かれていくと、結局、ディスエンパワーされてパワーをなくしていくというふうな、そういうことになってしまうというふうなのが私思っているところで、やっぱり当事者が主体者として子どもを守れるような、あるいは幸せをつくっていけるような、そういった支援ということを児童相談所が掲げながら、すごく難しいテーマだとは分かっていますけれども、それは根本的に必要なテーマであると思うので、その受動的に指導を受ける、治療を受けるという存在ではなくて、家族自身が自らの力で動き出せるような支援ということを、どこかでうたってほしいなというふうなのが思っているところです。

この二つです。以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。これにつきまして何かご回答等ございますでしょうか。

(児童相談所長) ご意見ありがとうございます。先生がおっしゃるとおりのことだと思います。特にその当事者のエンパワーメントも含めて、当事者が主体となっ

て、自分たちの課題を解決していく力を育むというところは、根本的に今、江戸川区児相もそうですけれども、いわゆる面接の技法であるとか、そのアプローチの仕方、特にソリューションフォーカスのアプローチであるとか、そういったところはやっぱり重要になってくるかなというふうに思っています。

先生にも毎年ご登壇いただいて、うちもサインズ・オブ・セーフティについては学ばせてはいただいていますけれども、組織的にそれを取り入れているかというところ、そこはまだまだできていないところなので、できれば来年度、本格的にちょっと組織としてそういったソリューションのアプローチを取り入れて、組織としていきたいなというふうには考えています。

この養育推進計画の中にもそういったエッセンスを盛り込んでいければいいかなというふうに改めて思いました。ありがとうございます。

(鈴木委員) 全体を読んでいて、本当に家族が弱々しくですね、子どもを守れない保護者というふうなことが読み取れてしまうという、そういう印象を持ったのですね。

だからもっと家族の可能性というのを、もちろん家庭に戻れない子もいますけれども、ご家族が主体になれるということをどこかに江戸川区としてうたいながら家族とともにですね、やっぱり指導とか支援ということも大切ですけど、協働を一緒にやっていく養育、家族と一緒にやっていくんだって、江戸川区も守るけど、江戸川区は親と協力しながら、協働しながら、子どもを守っていくんだという、そういったニュアンスが入るのがいいなというふうに私は思っています。

(川村委員) 一つ目のご意見の答えはありますか。援助方針会議。

(児童相談所長) そうですね。一つ目の援助方針会議にお子様、当事者に参加していただくというところ、先駆的に中野区さんなんかは取組を始めていらっしゃるということは情報をいただいていますし、江戸川区としても、こういった形で参加していただくかというのは非常に今、現状で具体的にどういうというプランはまだ抱いてはないのですけれども、やっぱり子どもの意見表明というところ、あるいはその子どもの意見をどう取り入れていくかというところが重要なところだと思いますので、そこは考えていきたいというふうに思っております。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかにも、いかがでしょうか。ご質問、ご意見、ございましたらと思いますが。

それでは、よろしくお願ひいたします。

(大澤委員) すみません。少し今までの議論とはずれるかなと思うんですけれども、そもそもこの社会的養育推進計画というのを誰が読むのかなというふうにちょっと考えていまして、もちろん区のホームページ等で公開されていくということは承知しているんですが、これを自分に関係のあることとして読む区民の方が果たしてどのぐらいいるのかなというのをとても残念に思っていたところなんです。

社会的養育、もちろん計画の名称が変わるということはないんですけれども、社会的養育とついてしまうと、もう普通の子育て家庭の方が自分には関係ないことだという印象を与えてしまうのかなと思っていて、ただ、実際には、子育て家庭に対する支援であるとか妊産婦に対する支援であるとかという部分が、区としてはこういう計画で取り組んでいますよということが書かれていますので、これをどのように区民の皆さんに広報していくのかということが少し盛り込まれてもいいのではないかなというふうに感じております。

(遠藤委員長) ありがとうございます。これにつきましてはいかがでございましょうか。ご回答ございましたら何か。

(援助課長) ありがとうございます。確かに先生のおっしゃるとおりで、なかなか堅い名前なので、本当に見てほしい人に届くかなというのは確かにそうです。

広報について、今、こういうふうにとというのがないんですが、今、この後に報告があります子どもプランのほうにもこういう計画があるというのをまず、少し子どもプランのほうの方が易しく書かれたものになっていますので、その中で触れていく中で、私たちもまず関係者から発信してもらおう。例えば要対協ですとかで学校の先生方にも発信する機会がありますので、それで折に触れてこういうものがあるというのをしっかり伝えていきたいと思えますし、子ども・子育て応援会議という、子育て支援課さんがやっていたらっしゃるものもあって、そこには保育園の関係の方ですとか一般区民の方も入っていたらっしゃいますので、そこでしっかりこういう計画を立てて江戸川区としてはやっていくというのを丁寧に解説はしていきたいと思えます。少し広報は、ありがとうございます、今後もしたいと思えます。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかにもいかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

(小田切委員) 私は里親もやっていますので、里親の立場からちょっと発言したいと思えますけれども、里親にとって1ページの家庭養育優先原則というのは、すごいことだったんですね。ですので、これはいろいろな意見があると思えますけれども、一番最初のところはぜひこの言葉を入れておいてほしいなということと、これを今も大澤先生がおっしゃっている、誰が読むかということ、恐らく江戸川区の里親さん、近隣の区の里親さんたちは多分見ると思うんですね。

82ページから書いてあるこれを読むと、何か確かに委託が進んでいないというのはあって、国のほうの子どもプランの社会的養育推進計画のやれといった通知を読むと、里親委託率がこれ、相当低い段階にあるのかなということと、かなりいろんな里親さんたちが気にしてるのは、里親委託率がどのくらい伸びるんだろうとか、それを伸びない理由は何だろうというふうなことになると思うんです

けれども、東京都、里親の登録数が少ないということが一番の要因だろうかと、住宅事情もあるんでしょうけれども。これを里親制度をここに真剣に取り組むとすれば、ここら辺の取組をもう少し支援していかないと里親登録数は伸びないんじゃないかななんて思ってるんですけども。

それともう一つ、一番最後のところに書いてある、里親になって子どもを養育して難しいこと、課題のある子どもたちを養育している里親さんを誰がどう、江戸川区は誰がどういうふうに支援していくんだと、里親支援の話ですけども、これを見ると、江戸川区の里親はあんまり支援をしてもらえないんだなというふうな感覚で読まざるを得ないのかなというふうな感じにも取られるんで、ちょっともう少し厚く書いたほうがいいのかというふうな、具体的なことは言いませんけれども、思います。

以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。これにつきましては何かご回答ございますでしょうか。

(援助課長) ありがとうございます。なかなか里親さんの委託を現場で見ていると、お子さんも確かにとても課題があるお子さんもいますし、それを見ていただける里親さんも非常に頑張っています。

今現状としては、フォスタリング機関によって支援を取り組んでいるんですが、私のほうですと、最近、子ども担当のほうの福祉施設とか心理士も子どもの様子を丁寧に伝えて、あとは里親さんからのご意見を丁寧に伺ってということは積み重ねてはいつているんですが、なかなかこの計画の中にこれだけのサポートができますというのは、今ちょっと具体的に明記できないという部分はありますが、国のほうでも里親支援センターの設置に向けてということも言っておりますので、その部分については書かせていただいているところです。

もう少しその辺を分かりやすく、私たちもしっかり里親さんの支援に取り組んでいくということは明記できたらと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

(矢萩委員) 素朴なところで恐縮ですけども、先ほど誰に向けて書かれているものかという委員のご意見もありましたが、これは、パワーポイント資料の状態です。計画として出されることになるんですよ。たくさんデータも入っていて、実証的に方針が述べられているのですが、例えば目次を開けたときにどのページにあるのかが、大変読みにくくて、分かりづらい。そして、おびただしい調査データがあるんですけども、例えば後ろの資料編で、小学生以上の子どもにアンケート

トを取られているんですけれども、途中権利擁護のところにも、「子どもに権利があることを知っているか」など同じ情報があちこちに出てくる。ごめんなさい、ページが見つかりませんが、円グラフになっているスライドがあって、同じデータが分かれて記載されていますよね。

それから、調査結果だけが示されていて、それをどういうふうにか考えるのかという、読み取りというか、だから江戸川区としてはこういうふうにしていく、こういう方向を目指しますというような記述がなく、せっかくのデータが生かされていないように感じました。それが1点目です。

それから、先ほど来、39という番号のスライドの図が話題になっていますけれども、妊娠期からの切れ目のない支援というのはもうずっと言われていることで、児童福祉の部分と母子保健の部分が分断せずに、その連携を図るとということが、何がどう連携していくのか、そのために江戸川区としてはどのような手だてが講じられているのかというような説明、つまり、対象、読み手に対する配慮というんでしょうか、何かそういうのがあると、情報量がとても多いので、この概要版とセットなのかもしれないんですが、こちら文字中心で、全体の立てつけみたいなのが図示されているとか何かそういうものではないので、せっかくの計画がもったいないなと思うのです。伝わりやすくなるよう、何かその辺りの工夫がなされるとよいのではないのかと、私見ですけれども感じました。

(遠藤委員長) ありがとうございます。これにつきましては何かございますでしょうか。

(援助課長) ありがとうございます。なかなか作ってみますとそういう視点で、たくさん入れたいことがあったりとかして、確かに読んでいただく方に分かりやすいというところは、やっぱり一番重視しなければいけないところだと思いますので、その部分はちょっともう少し分かりやすくてできたらと思いますので、検討します。

あと、結果がどういうふうにとというのも、そこもアンケートをしてそこを中身にその辺は少し反映はされているんですけど、確かにぱっと見たときにそこをどういうふうにと、分かりやすくなっている部分もありませんので、そこは改めてもう一度確認しながらやっていきたいと思っています。

以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

(矢萩委員) すみません。さっき見つからなかったのは、55ページと後ろが122ページでした。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

じゃあ、よろしく願いいたします。

(河藤委員) すみません。私のほうは、この計画の具体的な中身のほうは専門外ということもありまして、こういう取組をされているんだな、これだけ計画を立てられているのかということで、感心して読ませていただきました。私の担当はお金に関することなので、その面を伺いたいのですが、これまでも計画を立てて実施されてきた、予算に対して実績ですよ。それで新たに計画を立てられて、5年で推進していくと。今までの実績に対してどの計画にどれだけ必要なのか。

今のお話の流れで、里親の方にもっと支援してほしいとか、施設から大学に通われている方の、授業料だけじゃなくて生活に対する支援もしてほしいとか、その本当に必要な支援のところ予算が、お金がうまく回る、全体計画の中の、個々の予算も必要なのですけれど、それを合わせたところで必要なところにお金が行く、その全体的な観点でのお金の配分というのは、どのように考えられているのでしょうか。

(援助課長) ありがとうございます。実際、この計画はどちらかといえば、こういう方針でやっていくというところを合わせたものになりますので、個々のどういうふうな事業を展開してやっていくかということについては、区の施策の中でうたっているものでございますので、計画としては方向性、そういうものを示していくというものでご理解いただければというふうに思います。

あと、江戸川区として、こちらの社会的養育推進計画を立てるのは、実は今回が初めてでして、以前は、令和2年度に開設いたしましたので、東京都の社会的養育推進計画に基づいて実施をしておりました。

やはり広域的なものというところで、区とぴったり合致するものはないんですけれども、方針としてはそれに沿ってやってきたという部分はございますので、この計画については、私どもの今後の方向性等を示したものというふうにご理解いただければというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。

じゃあ、一つ私から1点です。ご回答いただく必要はございませんけれども、45ページ以降に支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組というところがございまして、基本的に例えば妊婦全数面接であったりとか、そういった事業に関して具体的に計画が立てられていることだと思うんですが、虐待の予防ということ考えたときには、やはり妊娠期からのケアというのは際立って重要であるということ言うまでもないんですけれども、虐待の兆候というのが、既に妊婦の方の様子であったりとか、子どもに対するイメージ等から読み取れる。逆に言えば、その兆候というものが読み取れたら、その段階から集中的なケアをしていくことによって、虐待を最も効率的に防ぐことができるというのが、基本的に今の一つの常識的な考え方になっているような気がいたします。

そういうことを考えたときに、恐らくどうしても妊娠、妊婦さんのケアということになると、保健師さん等が中心になると思うんですが、実はやはり心理士の方であったりとか、多職種連携の中で、そういう虐待の兆候などを的確に早期の段階で捉えて、そしてそれを未然に防ぐような、そういうふうな具体的な何かの働きかけをしていくことによって、より効果的に虐待の未然の防止ということが可能になるのではないかなという気がいたしますので、ちょっとその辺り、切れ目ない持続的なサポートという中の具体的な中身というところに関して、さらにご検討をいただければというようなことをちょっと思った次第でございます。

ほかに何かございますでしょうか。いろいろとご意見を頂戴したところでございますけれども。

それでは、じゃあ、一旦お戻しいたしまして。

(相談課長) すみません。様々なご意見を本当にありがとうございました。

計画はこれからパブリックコメントをやって、完成のほうに進んでいくんですが、今日いただいたご意見なんですけど、児童福祉審議会としての意見、本日いただいた意見を踏まえて、この後、ちょっと委員長等に一任という形で、事務局と委員長で調整して、今日いただいた様々な意見をできる限り反映させていければと思っております。全部という形にはならないかもしれませんが、委員長と調整して、今後、進めていかせていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

(遠藤委員長) 分かりました。今、事務局のほうより、社会的養育推進計画の最終調整についてご提案いただいたわけですが、今、ご提案いただいたような形で、今後進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(遠藤委員長) それでは、今回いただいた貴重なご意見ですね、最初、川村委員からは、4ページの文言ということに関して、ちょっとそれがより正確に誤解なく伝わるような形で、少し表現を調整していただきたいというようなお話と、あと、子ども自身の相談の場というのを設けるということ、居場所というようなことも含めて、さらに検討が必要なのではないかなというような貴重なご意見をいただいたかと思えます。

それから、鈴木委員からは、児童心理治療施設が東京にはない中で、子どもたちの心理的なケアというようなことに関してどんなふうに進めていくかということ、さらには自立支援というようなことに関してのやはりその具体的なプランニングというようなことについても貴重なご意見をですね、さらには高橋副委員長からもそれに関わるような貴重なご意見を頂戴いたしましたので、その辺りをさらに検討をさせていただければというふうに考えたところでございます。

さらには、様々な意見というのがございまして、例えば久保田委員からは、今

後、意見をどういうふうに、子どもから意見というのを聴取したときに、その意見というのをどんな形で具体的に実現していくかという、その具体的な実現の仕方というようなことに関してのその方策というようなところをそこについての貴重なご意見があったかと思しますので、そちらのほうもぜひ検討をしていかなければいけないなというふうに、今、思ったところでございます。

それから、大澤委員及び矢萩委員からは、この計画というのが誰によって読まれるのかというところをもう少し意識すべきではないかということ、広くいろんな方に正確に的確に読んでいただくためには工夫が必要だろうということですね、そういう広報の仕方ということも含めて、少し検討すべきことがあるのではないかというようなお話もいただいたわけではございます。

さらには、小田切委員からは、里親の制度というようなところをさらに充実していくために何ができるか、何をすべきかというようなところをお話いただいたかと思えます。特に里親の方をどういうふうにサポートしていくかというところが、実はちょっと見えないところがあるというところで、そののやはり具体性というのを高めていくということを非常に重要な課題なのではないかなというふうに考えたところでございます。

さらには、河藤委員からは、予算も含めてこの計画というところを具体的にやはり現実的にはそういった予算が絡むところで、どういうふうによくそこを調整しながら計画ということを実施、実現できて、することができるか、ちょっとそういうことに関してのやはりその見通しというようなところに関しても検討が必要であるというような、そういうことを思った次第でございます。

今、今回いただきましたいろいろな意見というのを修正のほうに反映させていただきたいと思しますので、こちらのほうを私も少ししっかり検討をしていきたいというふうに考えたところでございます。

それでは、まず最初の議題につきましてはここまでということで、ありがとうございました。

続きまして、未来を支える江戸川子どもプラン～江戸川区子ども計画～について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(子育て支援課長) それでは、子育て支援課の加藤からご説明をさせていただきます。大変失礼と存じますが、着座にてご説明させていただきます。

資料2-1の未来を支える江戸川子どもプランをご用意いただければと思います。

現在、区では策定を進めております未来を支える江戸川子どもプランについて、改めてご説明させていただきます。

この計画につきましては、以前、各部会の委員の皆様には計画の概要や骨子についてはご送付をさせていただいてるところでございます。今回、素案ができましたので、順次ご説明をさせていただければと存じます。なお、ボリュームが多い

ところでございまして、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお願いいたします。

第1章の計画策定にあたってでございます。第1章としまして、計画策定の背景などを記載してございます。

本区は令和2年3月に法定の子ども・子育て支援事業計画として、「未来を支える江戸川こどもプラン（令和2年～6年度）」版を策定し、子どもや子育て支援の取組を行ってきたところでございます。今回、その計画年度が終了することに加え、国のこども基本法やこども大綱に沿いまして、本区の子ども計画として総合的な子ども・子育て施策を進めるための計画を策定するものでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

当計画の位置づけについてご説明をいたします。本区の総合的な子ども・子育て計画としまして、記載にありますとおり、子ども・子育て支援事業計画やその他の様々な分野の子どもに係る計画を包含する形で策定をさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

計画の策定体制としまして、当計画ができるまでのプロセスを記載してございます。当計画につきましては、まず、区民の様々なニーズを把握するため、区民基礎調査というアンケート調査を行っております。保護者だけではなく、子ども本人や若者、子育てを終えた中高年世代にも実施をしているところでございます。

次に、2に記載がありますとおり、子どもに関わる団体への意見聴取も行っているところでございます。様々な活動分野の団体にアンケートやヒアリングを行いまして、18団体からお声を聞いたところでございます。

さらに、3に記載にございますとおり、計画の概要版についての子どもの意見聴取も行ったところでございます。

資料2-2でお配りしてございますけども、子ども向けの概要版を区ホームページに掲載いたしまして、各小中学校や共育プラザに周知をしまして、ご意見をいただいたところでございます。61件のご意見をいただいたところでございます。

加えまして、4にございますとおり、声が聴かれにくい子ども・若者への意見聴取も行ったところでございます。実施対象としましては、LGBTや日本語学級、不登校児童、ヤングケアラーなど、日頃、声を上げづらいであろうお子さん当事者からもヒアリング等を行ったところでございます。

それぞれの結果につきましては、28ページ以降に記載してございますので、後ほどお読み取りいただければと存じます。

11ページをお願いいたします。

5番の江戸川子ども・子育て応援会議についての記載がございます。当計画に

つきましては、「江戸川区子ども・子育て応援会議」において、意見をいただきながら進めておるところでございます。

来週の会議を予定してございますが、その後、パブリックコメントを経まして確定させていただきたいというふうに考えてございます。

12ページをご覧ください。

第2章の江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況でございます。このページからは、第2章としまして、今申しましたように、状況について掲載してございます。区の人口の推移や、合計特殊出生率などのデータ分析を行うとともに、先ほどの意見聴取の結果などを踏まえた区の課題などを記載してございます。

続きまして、61ページをご覧ください。

第3章としまして、当計画での基本理念や基本方針、計画の体系について記載してございます。

まず、計画の基本理念としまして、区の目指すべき姿としまして、子どもの最善の利益を実現する共生社会を掲げております。

子どもの権利条約の趣旨や児童福祉法などの関係法規、国のこども大綱、区の長期計画などの状況を踏まえて設定をさせていただいておるところでございます。

63ページをご覧ください。

その目指すべき姿を達成するための基本方針としまして、七つの方針を掲げさせていただきます。

視点としましては、今までの計画で進めていました区の考え方、「子ども支援」「親支援」「地域全体での支援」を踏襲した上で、喫緊の課題であります「少子化対策」や「子どもの権利」の視点を加えて整理をしたものとなっております。

65ページをご覧ください。

先ほど触れました基本理念や取組方針を踏まえた計画の体系図をお示ししております。

まず、計画の構成になりますが、施策の方向性として、大きく七つの章に分けて記載してございます。

次、66ページにまたありますが、章ごとに区の方向性などに合わせてより細分化したカテゴリー分けを行いまして、区の各事業や取組と結びつけて記載してございます。

続いて、施策の方向として記載しました第4章以降についてご説明いたします。

第4章でございますけども、妊娠期から就学前の幼児期までの支援から始まり、18歳以降の若者に対する支援までの項目がライフステージに応じた取組を記載してございます。

具体的には、第4章では、妊娠期から就学前の幼児期までの支援としまして、

妊娠・出産の希望を叶えるため、子どもが生まれる前からの支援に始まり、未就学期への取組を記載してございます。

83ページをお願いいたします。

第5章では、就学後から18歳までの子どもに対する支援としまして、小学校入学後から高校卒業年代までの子どもに焦点を当てた取組を記載してございます。

93ページをお願いいたします。

第6章では、18歳以降の若者に対する支援として、困難な状況にある若者や結婚などのライフプラン形成への支援、取組などを記載してございます。

97ページをお願いいたします。

第7章以降の章につきましては、ライフステージに関係なく、子どもの状況に応じた支援の在り方を示しております。そのような視点で、第7章では、困難な状況にある子どもや家庭の支援として、ひとり親や貧困家庭、障害児や医療的ケア児への支援などを記載してございます。

106ページをお願いいたします。

第8章では、子どもの命・安全を守る取り組みとしまして、虐待の未然防止と早期発見、防犯や事故防止といった子どもの安全対策の項目を位置づけてございます。

112ページをお願いいたします。

第9章では、子ども・若者、子育て当事者のやさしい社会づくりとしまして、子どもの権利条例の推進や子育てしやすい社会・環境づくりについて記載してございます。

121ページをお願いいたします。

第10章では、子ども・子育て支援事業計画としまして、計画中の幼稚園や保育施設、子育て支援事業の需要と供給の計画を示すものとなっております。

151ページをお願いいたします。

第11章としまして、計画実現のための体制づくりということで、PDCAサイクルなどによる計画の進行管理の取組や目標値などを設定してございます。

資料1-2の説明については以上となります。

なお、当該計画の当事者であります子ども向けの冊子も制作することになってございます。先ほど資料2-2でお示しをしております、小学校の高学年などを念頭に置いて作成をしているところでございます。後ほどお読み取りいただければと存じます。

今後のスケジュールでございます。資料2-3をご覧ください。

今後につきましては、1月の列でございますけれども、本日の児童福祉審議会への報告後、当計画を諮問いたします子ども・子育て応援会議の意見聴取を来週の1月21日に行う予定となっております。その後、2月1日から3月2日にか

けまして、パブリックコメントを行いまして、その修正を経た上で計画を確定していく予定でございます。

江戸川区こども計画についての説明については以上でございます。

(遠藤委員長) ご説明ありがとうございました。

それでは、今、お話しいただきましたこども計画について、ご参加の委員の皆様からご質問、ご意見などを頂戴したいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

(川村委員) すみません。先ほど言ったこととも関係するんですけども、61ページですね、基本理念のところ、子育ては親に第一義的な責任がありますが、その後、それでは賄えないことについて書いてあると思うんですが、結びがないんですよ。第一義的な責任があるけど、それができないときに社会で自治体が支援しますよという結びがないので、ちょっとそこを意識していただくか、むしろこの第一義的な責任があるのは書かなくてもいいぐらいかなと思います。

いや、だから、家庭に責任を押しつけていないよということが分かる、はっきり分かるようにしてもらえればと。何となく分かりはするんですけども。

それから、さっきの子どもの権利の実現という観点から言うと、91ページに、ユースサポート事業というのが書いてあるんですが、多分これが関係し得るんだとは思いますが、不登校等の児童の居場所としてとなっているので、実際にはどうなんですか、不登校に限らずなんですよ。そうしたら、もう少し幅広く居場所になるよということのほうハードルが低いかなと思いました。

でも、これだけでは足りるものではないと思うので、もうちょっとというのはさっき申し上げたところですけども。なので、今はこれしかないんだったらこれしか書けないのかもしれないけれども、ここのところがもう少し充実するといいいのかなと思いました。

とりあえず、以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。何かございますでしょうか。

(子育て支援課長) ご指摘ありがとうございます。

61ページにつきましては、持ち帰って検討させていただければと存じます。

また、91ページのユースサポートのほうにつきましては、記載の内容等につきましては、健全育成課とちょっと協議しまして、書き方とかの工夫をしていきたいと思います。また、先ほどご指摘ありました居場所づくりもございますし、またその施策の部分でございます。確かに作ってこれをまとめていく上で、その部分が薄いなという部分は感じているところがございますので、今後、その辺についても施策として絶対やるというふうにはお約束はできないところがございますが、検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか、意見、ご質問、ございましたらお願いしたいと思います。

はい。よろしくお願いいたします。

(久保田委員) 1点確認したいことと意見をそれも含めてかな、そのちょっと回答も含めてですが。114ページの7のところ、子ども・若者の意見を聴く機会の推進、かつ151ページの体制づくりのところの2の中でも、子どもや若者の意見聴取ということが書かれているんですが、具体的にどうやって、どういう体制で、子どもと若者を意見を集めていくのか。あとは、先ほどと同じですが、これは集めただけでは駄目だと思いますので、やっぱり対話をしていかないといけないと思うんですね。その辺りを今、江戸川区さんとして、どのように今後、子ども・若者の意見を聴取されようとしているのか。そこについてちょっとお聞きがしたい。

というのは、ほかの自治体とかですと、子ども会議みたいなものを設置して、もう常設として、子どもたちに集まっていたいて、それこそ、この施策に対する意見を子どもたちと一緒に考えていくという取組をしている自治体も結構増えてきていますので、その辺りまでやられるおつもりとか見込みというかがあるのか。

それと関連して言えば、子どもと若者に意見、今回、聞きましたよということですが、ほぼアンケート調査、声が聞かれにくいお子さんたちにはヒアリングをしているようですけれど、やはりこれもうちょっとWeb調査だけでは少し弱いのではないかなというふうに思っているんで、ちょっとその辺の今後の子ども・若者の意見を聴く機会というのは、どういうふうに江戸川区さんとして、今、考えていらっしゃるのかを少し教えていただけますでしょうか。

(子ども家庭部長) ありがとうございます。

それにつきましては、子ども家庭部だけのことではなくて全庁的に、そういう意味で全庁と書いてあるんですけども、今回、江戸川区の未来を決めていくいろんな施策を策定していくに当たって、子どもたちとワークショップを区長自らが行ったということがあります。それは5年生からですね、中学3年生までの子どもたちとワークショップを江戸川区の未来を考えようということで行っておりまして、こういったことがきっかけになって、今後も子どもの声を聞く場面というのが様々設けられていくんだらうなと思いますし、それは聞くためだけにやるわけではなくて、施策に反映していくことを目的にしておりますので、何らかの形で結果させていかなきゃいけないというふうに思っております。

申し上げましたように、子ども家庭部だけというよりは、様々な場面で子どもの声を聞く機会とそれを施策に結びつけるということは、江戸川区としては、今

後、さらに推進していくものと思いますので、ちょっとここには具体的には書き込み切れませんが、そういう方向性で、今、区は動いているというふうに思っております。

以上です。

(久保田委員) ありがとうございます。ワークショップに関しては、なぜこの中に書かれなかったんですか。WEB調査をこれだけしていますよということで書かれている、ワークショップでじかに対話をして。

(子ども家庭部長) この計画についてのワークショップではなかったものですから。2100年の将来のための区の方決まるところでの意見でしたので、この計画とは別のものということになります。

ただ、そういう手法について項目は取り入れていくだろう場面は増えていくというふうに認識しています。

(久保田委員) 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、最後、これは本当に意見、私の個人的な意見になりますが、152ページのほうに、先ほどの予算の話もありましたけれども、やっぱり当然計画を立てただけでは駄目だと思いますので、PDCAサイクルということでもしっかり書かれているわけですが、やっぱりこのチェック、評価は、やっぱり当事者評価がなければほとんど意味がないと思いますので、やっぱりこの自己評価のところでは、先ほどおっしゃられたように、ぜひワークショップであったりだとか、ほかの自治体さんみたいに子ども会議みたいなものまで立ち上げるかどうかは、もちろん江戸川区さんの方針によると思いますけれど、やはりきちんと子どもたちと対話をして、この計画を一緒に考えて評価をして、さらにまた改善をしていくというような取組をぜひ今後進めていただきたいかなというふうに思いました。これは意見ですので、特に回答は要らないです。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしくお願いたします。

(田澤委員) 玉川大学の田澤と申します。よろしくお願いたします。

江戸川区で認定こども園の園長もやっておりますので、一応ちょっと両方の視点からお話をさせていただきたいんですが、これを改めて見て、本当に江戸川区はいろんなことをやられているなということが率直な感想で、感謝しているんですけど、これが区民に伝わっていないのがすごくもったいない。先ほど、広報の話と同じになるんですけど、そこはやはり改めて考えていただきたいと思うのと、もう一つが、34ページなんですけれど、ここに18歳未満の子どもに聞いた調査で、赤ちゃんや小さい子どもとふれあう機会がよくあったという回答が低いんですね。つまり、あんまり子どもと関わっていない。これ、いろんな

調査を見ても同じような傾向なので、本当に言うならば子どもに無関心な層が増えていく一方なんだろうなというふうに思っています。

今日、本当に前の推進計画のところから当事者という言葉がたくさん出てきているんですけど、当事者に対してどうするというのももちろん大事なんですけれど、当事者意識をどれだけ広げていくか。つまり、ちょっと当事者の言葉の意味合いが変わってくるんですけど、子どもに対して興味・関心を持ってくれる層を増やす。自分に子どもがいる、いない関係なく、地域の子どもの興味・関心を持つということってすごく大事なことだと思うんですが、これを見ているとそこはないんですよ。

例えば、ごめんなさい、具体的なあれであれなんですけど、高校生が子どもと関わる機会が少しでもあるとか、機会を設けるとかというようなことがあってもいいのかなとか、あとは地域の人がちょっと興味・関心を持てるような、それが多分幼稚園や保育園が連携してというようなところになると思うんですけど、ちょっとそういうふうに地域の人が子どもにもっと興味・関心を持てるような、何か計画があったらいいなという、ごめんなさい、私の希望を伝えているというようなことになってしまうんですけど、その辺りの視点は何か考えられていることとかございますか。

(遠藤委員長) そうですね。ありますか。

(子ども家庭部長) ありがとうございます。今、区内6か所ある共育プラザでは、中学生の赤ちゃんとのふれあい体験というのがありまして、子どもの時代に赤ちゃんに触れ合う。やっぱり子育てをする場面をあまり見る機会が、今、ない中で、見る機会があれば子どもがいる生活っていいなとか、赤ちゃんってかわいいなとか、やっぱり肌感覚で感じられる機会というのがやっぱり大事だと思うんですね。

特にこの少子化対策では、もしかしたらそういう機会が一番大事なんじゃないかなというふうに思っていて、それは地域の中で楽しそうに遊ぶ姿もそうかもしれないし、そういう赤ちゃんとのふれあい体験みたいなのところもあるかと思えますので、いろいろ経済的な支援とか支援はありますけども、やっぱり私は子育てしている、楽しそうに子育てしている世帯をいかに子どもたちや周りが経験できるかということが基本かなというふうに思っていますので、なかなか施策として関係ないんですけども、そこは私は個人的にはすごく大事にしていきたいと思っています。

(田澤委員) ありがとうございます。

もう一つなんですけれど、子ども向けの概要版がありますよね。これは大人向けはないんですか。同じような、僕も保護者と関わっていますが、保護者が本当にこれを分かっているいろいろ考えてくれてるなと思っていただけるようなものがあるといいなとはちょっと思ったので。

(子育て支援課長) ありがとうございます。今日お示しはしていないところですが、今現時点では、20、30ページ弱ぐらいのもので概要版を作る予定でいるところでございます。

(田澤委員) 保護者は見るかな。

(子育て支援課長) 工夫していきたいと思います。

内部の会議でも、先ほどの指摘があったところですが、誰に見てもらうのかとか、ちょっとその辺をもう少し工夫してほしいというようなご意見もいただいておりますので、広報等について、あと作り方についても工夫していきたいふうに思っております。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ご意見、ご質問。

よろしくお願ひいたします。

(河藤委員) 先ほどどなたかから、P D C Aサイクルのチェックのところ当事者目線を持ちましょうというお話が出たと思うのですが、このP D C Aサイクルをどの期間で回していくかということも大事だと思うのです。

といいますのは、例えば、25ページの計画と実績というところがあると思うのですが、ファミリー・サポート・センター事業だと計画に対して実績は、就学後児童だったらすごく少ないよとか、でも一方で、次のページの26ページの学童クラブだったら、計画に対して実績というのは非常に多いと。

これから令和7年度から11年度の5年間の計画を立てていくのですが、計画を一旦立てて、毎年毎年P D C Aを回して、若干計画の修正というのをしていくとは思いますが、このP D C Aを回して、来年度以降に反映させる取組を各部署でされるような仕組みというのをお願いできたらなと思います。

あとは、本計画の指標というのが153ページにあると思うのですが、保育園の待機児童数の現状がゼロで目標がゼロというのも、本当に素晴らしい。今までの取組の成果だなと私は思っています。

6個具体的に指標を設定されたと思うのですが、ほかにも、なかなか難しいとは思いますがK P Iをつくっていただいて、それに向かって区と当事者と一緒になってやっていけたらいいのではないかなと思っています。

以上です。

(子育て支援課長) ありがとうございます。本区におきましても、この各施策につきましては、特に新規施策とかにつきましては、エビデンスシートというものを作りまして、何年計画でやるとか、そういったところで分析を行って、そういったやはりその根拠に基づいた施策をやっていこうということで、今、区でもそういうふうに切り替えているところがございます。全てのこの事業についてそういった形でできるかどうかというのは、各課の予算立てをするときにそれぞれ検討

されることと思いますが、今、そういったシートを作って、根拠のある施策を行って、よりいいものにしていこうというふうに行っているところでございます。ありがとうございます。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

時間も迫ってきておりますが、何かほかにご質問、ご意見等ございましたら、お出しただければと思いますけれども。

そうしたらちょっと、どうぞ、お願いいたします。矢萩委員。

(矢萩委員) 恐れ入ります。ほかの自治体のこうした会議で話題になったところだったのでちょっと思い出したんですが、こども計画のほうの109ページに、一時保護の期間が長期化しているということで、学習支援のことが挙がっています。

自治体によっては子どもが200%ぐらいいて、なかなか劣悪な環境にあたりして、その子どもたちが学校に通うことが難しいので、児童の権利に関する条約の28条でいうところの教育を受ける権利というのが侵害されているんじゃないかという議論がありましたが、先ほどの社会的養育推進計画で言うと69のスライドに入所児童の学習支援というのがございますけれども、在籍校への通学対応といった辺りの書きぶりが少し異なるような印象を受けた次第です。

109ページのほうには、むしろ公教育の充実というふうに包括的に書かれているんですが、教育を受ける権利というところで、区としてのお考え、あるいは実施されている支援などがございましたら、教えていただけると幸いです。何か虐待の危険などがあって学校に通うことができないということもあると聞いたものですから。よろしく申し上げます。

(一時保護課長) 一時保護課の山脇です。一時保護所の管理者責任者をやっております。

当区の一時保護所では、まず学習支援の先生を4名置いて対応させていただいております。まずは、小中学生においては、今、委員さんがおっしゃったような連れ戻しという危険性があるというのと、あとは、我々の児童相談所が区の北側に設置されてるというところで、南側のほうから保護されてきた児童については、そちらの学校に行くというのはなかなか難しいというところがございます。あと、はっきり言うと体制的に通学支援まで行える人員を今、配置はしていないというところにはなります。

ただ、課題感としては持っているのと、それともう一方で、学校についていけない。要するに、浮いちゃっているというか、隅っこに置かれているような、言い方がちょっと適切じゃないかもしれませんが、そういったお子さんについては、逆に言うと、一時保護所で学習指導で個別の授業なんかもやって、その子のレベルに合わせた授業をやらせてもいただいておりますので、一時保護所で能力が伸びるというような効果もあるというふうなところは出てきております。

なので、私も本当は、個人的には通常どおり通っていた学校に行かせてあげたいというのが本音ですけども、むしろ一時保護所で勉強することで集中力がついたりとか、今までできなかったことができるというような効果も見られているところなので。

ただ、中には当然学校へ行ったほうが良いというお子さんもいるということでは、そこら辺の子とバランスを取って、今後、取組をちょっと強化していきたいなと思っています。

高校生については、安全が確保された場合についてはお1人で通学してもらっているというような状況になっています。タブレットも一応用意していますので、課題なんかも一時保護所の中で課題等に取り組めるような環境はつくらせていただいております。

いささか簡単ですけど、説明とさせていただきます。

(矢萩委員) そうしますと、ここにある教育委員会との連携というのはどういうふうになるのでしょうか。

(一時保護課長) 今ですね、元校長先生の方に学校連携支援員さんという方で配置させていただいております。当然校長先生をやっていたということで各学校に顔が利くお方なので、要するに保護所での様子を伝えてもらって、逆にその学校では、今、ここら辺の状況でしたよというところを連携して行って、それで課題をもらってきて、こちらで、じゃあここはちょっとクリアしていこうかみたいなという形で、直接我々がじかに学校とやり取りしてるわけではないんですけど、その人を介していろいろ学校との連携をさせていただいてるというふうになります。

(遠藤委員長) ありがとうございます。

じゃあ、よろしく願いいたします。

(中里委員) すみません。ちょっと私の図の読み方がおかしいのかも含めてのちょっと質問なんですけど、資料2-1の43ページで、子どもに権利があることの認知度というのがあって、18歳未満の子どもで何%、何%とこう書いてあるんですけど、これと先ほどの最初の説明あった資料1-1の先ほど矢萩先生がご指摘になった55ページを見ると、こちらの55ページはほぼ全ての子が権利があることを知っている結果であったと書いてあるんですね。

ところが、こっちの43ページを見ると、18歳未満の子どもを見ても、どう見てもこれ、ほぼ全ての子どもが権利があることを知っている結果になっていないように思うんですけど、これはどういうふうに読むのか、私の読み方がおかしいのか、ちょっとこれはどういうことか。

(子育て支援課長) アンケートを取った対象が違っておりますので、数値のほうにはちょっと差異が出ているということでございます。

(中里委員) 分かりました。

(遠藤委員長) ありがとうございました。

それでは、もう時間が予定の時間に迫っておりますので、全然回答していただく必要はないんですけども、1点、101ページに障害児に関わるような記述があると思うんですが、そこで総論としてインクルージョンということがうたわれているんですが、ちょっと具体的にこのインクルージョンというのを推進していくための計画ということが若干希薄に思えましたので、ちょっとその辺り、ご検討をいただければなと思うところと、あともう一つ、93ページに18歳以降の若者というふうにあるんですけども、ひきこもり支援であったりとか、就労、カウンセリングということに関して記述はあるんですけども、大体これが何歳ぐらいまでの方を若者というふうに考えるのか、区によって実は考え方はいろいろ違いがあるようで、区によってはもう40歳ぐらいまでをもう若者と考えて、昨今の8050問題とか7040問題への対応ということで、かなり幅広く若者を考えていくような動きもあるような気がしますが、ちょっとその辺りも具体的にどの辺までを支援の対象にするかという辺りをご検討いただければなというふうに、今、思うところでございます。

それでは、もう時間が9時になろうとしておりますので、本当に貴重な意見をたくさんいただきまして、本日はどうもありがとうございました。こども計画の策定の参考としていただきたいと思います。

それでは、議事は以上となりますので、事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(子育て支援課長) 本日は長時間にわたりましてありがとうございます。こども計画につきまして、今、いろいろとご質問等をいただいておりますが、今日に限らず、後日お気づきな点がございましたら、事務局のほうにご意見をいただければ幸いです。よりいいものをつくっていきたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

### 3 閉会

(子育て支援課長) では、以上をもちまして、第2回江戸川区児童福祉審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。